

参考

母子家庭の母の自立支援関連資料

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

目次

- 1 母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等 1
- 2 平成18年度 母子家庭就業支援関係事業の実施予定状況（速報） . . . 2～4
- 3 母子家庭の就業支援関係事業の実績（平成17年速報値） 5～6
- 4 子育て女性に対する再就職・再就業支援について 7～8
（マザーズハローワーク関連資料）
- 5 子ども・子育て応援プラン関係資料 9～13
- 6 次世代育成支援対策推進法に基づく実施状況等 14～18
- 8 中小企業子育て支援助成金の概要 19
- 9 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会
及び待遇の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要 20
- 10 パートタイム労働対策について 21～22

母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成16年度	47か所 (100.0%)	12か所 (92.3%)	21か所 (60.0%)	80か所 (84.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	13か所 (92.9%)	23か所 (62.2%)	83か所 (84.7%)
平成18年度 (予定)	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	28か所 (75.7%)	89か所 (90.8%)

③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修学期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）

○月額10万3千円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所 (61.7%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	91か所 (13.8%)	127か所 (16.9%)
平成16年度	37か所 (78.7%)	5か所 (38.5%)	24か所 (68.6%)	186か所 (26.6%)	252か所 (31.8%)
平成17年度	40か所 (85.1%)	11か所 (78.6%)	29か所 (78.4%)	265か所 (33.9%)	345か所 (39.2%)
平成18年度 (予定)	44か所 (93.6%)	13か所 (92.9%)	30か所 (81.1%)	335か所 (42.9%)	422か所 (48.0%)

②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。

○受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所 (74.5%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	116か所 (17.6%)	158か所 (21.0%)
平成16年度	45か所 (95.7%)	7か所 (53.8%)	24か所 (68.6%)	251か所 (36.0%)	327か所 (41.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	346か所 (44.3%)	439か所 (49.9%)
平成18年度 (予定)	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	33か所 (89.2%)	443か所 (56.7%)	537か所 (61.1%)

④常用雇用転換奨励金事業

母子家庭の母をパートタイムとして雇用し、OJT実施後、常用雇用（一般）労働者に雇用転換した事業主に対して奨励金を支給する。

○1人あたり30万円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	19か所 (40.4%)	1か所 (7.7%)	2か所 (5.7%)	56か所 (8.5%)	78か所 (10.4%)
平成16年度	29か所 (61.7%)	3か所 (23.1%)	11か所 (31.4%)	125か所 (17.9%)	168か所 (21.2%)
平成17年度	29か所 (61.7%)	5か所 (35.7%)	12か所 (32.4%)	150か所 (19.2%)	196か所 (22.3%)
平成18年度 (予定)	30か所 (63.8%)	5か所 (35.7%)	14か所 (37.8%)	156か所 (20.0%)	205か所 (23.3%)

平成18年度 母子家庭就業支援関係事業の実施予定状況(都道府県等)(速報)

	都道府県					市等			
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業	母子自立支援プログラム策定事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業	母子自立支援プログラム策定事業
1 北海道	◎	◎	◎	◎	△	千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、美瑛市、滝川市、深川市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、根室市、北斗市(H18.2新設)	千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、芦別市、赤平市、滝川市、深川市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、北斗市(H18.2新設)	千歳市、恵庭市、小樽市、滝川市、深川市、北見市、網走市、苫小牧市、登別市、釧路市、北斗市(H18.2新設)	
2 青森県	◎	◎		◎	○	弘前市			
3 岩手県	◎	◎	○		△	盛岡市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市	北上市、久慈市	北上市、久慈市	
4 宮城県	◎	◎	◎						
5 秋田県	◎	◎	◎	◎	△	能代市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、北秋田市	由利本荘市、湯上市		
6 山形県	◎	◎	○	○		山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市			
7 福島県	◎	◎			○				
8 茨城県	◎	◎	△						
9 栃木県	◎	◎	◎			足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、日光市	小山市、日光市		
10 群馬県	◎	◎	○		○	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市	高崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市		
11 埼玉県	◎	◎	◎	◎	○	所沢市、狭山市、朝霞市、和光市、北本市、八潮市、三郷市	所沢市、和光市	朝霞市、和光市	
12 千葉県	◎	◎	◎	◎		八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、佐倉市、木更津市、袖ヶ浦市、南房総市(H18.3合併予定)	八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、野田市、木更津市、南房総市(H18.3合併予定)	浦安市、南房総市(H18.3合併予定)	
13 東京都	◎	◎	◎	◎		千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市	千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、江戸川区、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、福生市、多摩市	荒川区、武蔵野市、府中市	港区、杉並区、荒川区、板橋区、小金井市
14 神奈川県	◎	◎	◎	◎		平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	平塚市、藤沢市、秦野市、大和市、海老名市、座間市	
15 新潟県	◎	◎		◎		長岡市、柏崎市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市			
16 富山県	◎	◎	◎	◎		高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、	高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、	高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、	
17 石川県	◎	◎	◎	◎		七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市	小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市	七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市	
18 福井県	◎	◎	◎	◎	○	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市
19 山梨県	◎	◎	◎	◎	○	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韭崎町、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韭崎町、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韭崎町、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市	富士吉田市、南アルプス市、上野原市
20 長野県	◎	◎	◎		○	松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市	松本市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市	松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、茅野市、塩尻市、佐久市	
21 岐阜県	◎	◎	◎	◎		大垣市、多治見市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市	大垣市、関市、羽島市、各務原市、可児市、飛騨市、郡上市	羽島市、各務原市、飛騨市	
22 静岡県	◎	◎	◎	◎		下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、藤枝市、菊川市、三島市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市	下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、菊川市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市	下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、菊川市、三島市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市	
23 愛知県	◎	◎	◎	◎	○	一宮市、瀬戸市、春日井市、大山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、豊明市、日進市、津島市、半田市、大府市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、豊川市、蒲郡市、田原市、清須市、愛西市	瀬戸市、春日井市、稲沢市、日進市、津島市、半田市、大府市、碧南市、安城市、知立市、豊川市、蒲郡市、田原市、清須市	春日井市、犬山市、稲沢市、碧南市、刈谷市、知立市、豊川市、蒲郡市、田原市、清須市	

24	三重県	◎	◎	◎	◎		津市、四日市市、伊勢市、松阪市、尾鷲市、熊野市、伊賀市	津市、四日市市、松阪市、熊野市、伊賀市	四日市市		
25	滋賀県	◎	◎	◎	◎		大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、栗近江市、米原市	大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、湖南市、高島市、栗近江市、米原市			
26	京都府	◎	◎	◎						福知山市	
27	大阪府	◎	◎	◎	◎	△	岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町	岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、泉南市、交野市、大阪狭山市	豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、和泉市、摂津市、大阪狭山市	岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、四條畷市	
28	兵庫県	◎	◎	◎	◎		尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、篠山市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市	尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、宍粟市、淡路市	たつの市、川西市、三田市		
29	奈良県	◎	◎	◎	◎	○	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、葛城市		
30	和歌山県	◎	◎	◎			岩出市・紀の川市・橋本市・海南市・有田市・御坊市・田辺市・新宮市	岩出市・紀の川市・橋本市・海南市・有田市・御坊市・田辺市・新宮市	御坊市		
31	鳥取県	◎	◎	◎	◎	○	鳥取市、倉吉市	鳥取市、米子市、境港市	鳥取市		
32	島根県	◎	◎	◎	◎	○	松江市	松江市、益田市	松江市		
33	岡山県	◎	◎	◎	◎	○	瀬戸内市	瀬戸内市			
34	広島県	◎	◎	◎	◎	△	呉市、竹原市、三原市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市	三原市、府中市、三次市、大竹市、東広島市	府中市、三次市		
35	山口県	◎	◎	◎	◎	○	宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市	宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市	宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、美祢市、周南市		
36	徳島県	◎	◎	◎		○	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市 ※三好市は18年3月合併予定	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市 ※三好市は18年3月合併予定			
37	香川県	◎	◎	◎			坂出市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市	丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・三豊市			
38	愛媛県	◎	◎	◎			今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市	今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市	今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市		
39	高知県	◎	◎	◎		○	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、土佐清水市、香南市、香美市、宿毛市	安芸市、南国市、須崎市、四万十市、土佐清水市、香南市、香美市、宿毛市			
40	福岡県	◎	◎	◎	◎	○	久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、甘木市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市	大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、甘木市、筑後市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市	筑紫野市、春日市、大野城市、古賀市、福津市		
41	佐賀県	◎	◎	◎	◎		佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、小城市、嬉野市			
42	長崎県	◎	◎	◎	◎	○	佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・松浦市・対馬市・壱岐市・五島市・西海市・雲仙市	佐世保市・島原市・諫早市・平戸市・松浦市・西海市・雲仙市	佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・松浦市・壱岐市・五島市・西海市・雲仙市		
43	熊本県	◎	◎	◎			八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市	八代市、人吉市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市	天草市		
44	大分県	◎	◎	◎	◎	○	別府市、日田市、佐伯市、中津市、杵築市、豊後大野市	別府市、日田市、佐伯市、中津市			
45	宮崎県	◎	◎	◎	◎		(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)		
46	鹿児島県	◎	◎	◎		△	鹿屋市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市	鹿屋市、枕崎市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市			
47	沖縄県	◎	◎	◎		△	那覇市、うるま市、宜野湾市、糸満市、沖縄市、豊見城市	うるま市			
	都道府県合計		47	47	40	29	0	平成18年度に事業実施予定の市等数			
			0	0	3	1	18				
			0	0	1	0	7	443/781	335/781	156/781	27/781
			0	0	3	17	22				

◎は継続して実施、○は平成18年4月より実施、△は平成18年度中に実施、空欄は実施予定なしの自治体。

※母子自立支援プログラム策定事業は平成18年度から本格実施。

平成18年度 母子家庭就業支援関係事業の実施予定状況(指定都市・中核市)(速報)

	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	雇用転換奨励金事業	母子自立支援プログラム策定事業
48	札幌市	◎	◎	◎	◎
49	仙台市	◎	◎	○	◎
50	さいたま市	○	◎		◎
51	千葉市	◎	◎	◎	◎
52	横浜市	◎	◎	◎	◎
53	川崎市	◎	◎	◎	◎
54	静岡市	◎	◎	◎	◎
55	名古屋市	◎	◎	◎	◎
56	京都市	◎	◎	◎	◎
57	大阪市	◎	◎	◎	◎
58	神戸市	◎	◎	△	◎
59	広島市	◎	◎	◎	
60	北九州市	◎	◎	◎	△
61	福岡市	◎	◎	◎	○
62	旭川市		◎	◎	
63	函館市	◎	◎	◎	
64	秋田市	◎	◎		
65	郡山市				
66	いわき市				
67	宇都宮市	◎	◎	◎	
68	川越市	△		◎	
69	船橋市	◎	◎	◎	◎
70	横須賀市	◎	◎	◎	◎
71	相模原市	◎	◎	◎	△
72	新潟市	◎	◎	◎	◎
73	富山市	◎	◎	◎	◎
74	金沢市	◎	◎	◎	

	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	雇用転換奨励金事業	母子自立支援プログラム策定事業	
75	長野市		◎	◎	◎	
76	岐阜市	◎				
77	浜松市	○	◎	◎	◎	
78	豊橋市	◎	◎	◎		
79	豊田市	◎	◎	◎		
80	岡崎市	◎	◎	◎		
81	堺市	◎	◎	◎	◎	
82	高槻市		◎			
83	東大阪市	△	◎	◎	△	
84	姫路市		◎	◎		
85	奈良市	◎	◎	◎	◎	
86	和歌山市	◎	◎	◎		
87	岡山市		○			
88	倉敷市		◎			
89	福山市	△	◎	◎	◎	
90	下関市	○	◎	○		
91	高松市	◎	◎	◎		
92	松山市	◎	◎	◎		
93	高知市	◎	◎	◎		
94	長崎市		◎	◎	◎	
95	熊本市	◎	◎	◎		
96	大分市	◎	◎	◎		
97	宮崎市	◎	◎	◎		
98	鹿児島市	◎	◎	◎		
指定都市・中核市合計	継続して実施(◎)	36	46	40	17	11
	平成18年4月より実施(○)	3	1	2	0	2
	平成18年度中に実施(△)	3	0	1	2	2
	実施予定なし	9	4	8	32	36

※◎は継続して実施、○は平成18年4月より実施、△は平成18年度中に実施、空欄は実施予定なしの自治体。

※母子自立支援プログラム策定事業は平成18年度から本格実施。

母子家庭の就業支援関係事業の実績(平成17年速報値)

1. 母子家庭等就業・自立支援センター事業の就業実績等

○就業相談の実施状況

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585人	1,262人	420人	822人	20人
平成16年度	32,385人	3,251人	1,393人	1,721人	137人
(4月～12月)	23,092人	2,226人	947人	1,218人	61人
平成17年(4月～12月)	34,583人	3,431人	1,356人	1,889人	186人
合計	81,553人	7,944人	3,169人	4,432人	343人

○就業支援講習会の実施状況

	受講者数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	15,504人	757人	216人	415人	126人
平成16年度	18,396人	896人	342人	509人	45人
(4月～12月)	15,275人	618人	244人	341人	33人
平成17年(4月～12月)	16,792人	825人	357人	386人	82人
合計	50,692人	2,478人	915人	1,310人	253人

○就業情報提供事業の実施状況

	情報提供者数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256人	653人	207人	415人	31人
平成16年度	22,798人	2,099人	916人	1,089人	94人
(4月～12月)	16,065人	1,491人	633人	810人	48人
平成17年(4月～12月)	22,940人	2,037人	849人	1,054人	134人
合計	52,994人	4,789人	1,972人	2,558人	259人

2. 母子家庭自立支援給付金事業の就業実績等

(1)自立支援教育訓練給付金事業

○実施状況

	事前相談件数	受講開始者数	支給者数
平成15年度	1,569件	483人	186人
平成16年度	6,001件	3,129人	2,032人
(4月～12月)	4,491件	2,212人	1,252人
平成17年(4月～12月)	5,328件	2,999人	2,295人
合計	12,898件	6,611人	4,513人

○就業実績

	総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	89人	27人	57人	5人
平成16年度	938人	278人	565人	95人
(4月～12月)	522人	162人	315人	45人
平成17年(4月～12月)	1,087人	312人	673人	102人
合計	2,114人	617人	1,295人	202人

(2)母子家庭高等技能訓練促進費事業

○実施状況

	支給者数	資格取得者数
平成15年度	233人	253人
平成16年度	1,196人	574人
(4月～12月)	613人	106人
平成17年(4月～12月)	850人	36人
合計	2,279人	863人

○就業実績

	総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	128人	112人	13人	3人
平成16年度	379人	320人	44人	15人
(4月～12月)	6人	4人	2人	—
平成17年(4月～12月)	18人	13人	5人	—
合計	525人	445人	62人	18人

(3)常用雇用転換奨励金事業

	OJT計画書 提出件数	常用雇用転換数
平成15年度	11件	7人
平成16年度	33件	24人
(4月～12月)	20件	15人
平成17年(4月～12月)	24件	25人
合計	68件	56人

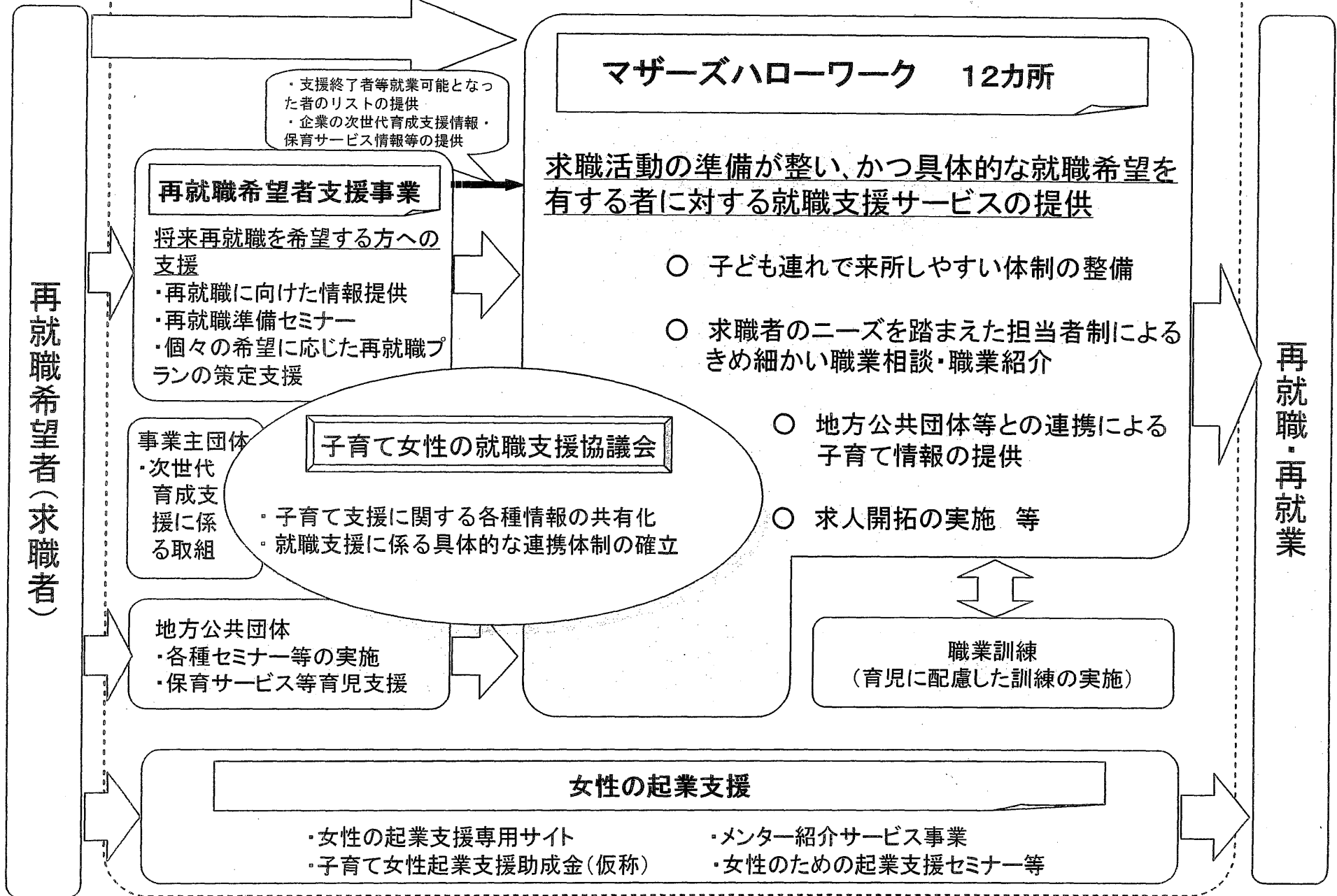
3. 母子自立支援プログラム策定事業の就業実績等

	自立支援計画書 策定人数	就業実績(延べ数)			
		総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成17年(4月～12月)	199人	71人	18人	52人	1人

(注) 母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金事業については、平成15年度より実施。
母子自立支援プログラム策定事業については、平成17年度にモデル的に実施。

子育てする女性に対する再就職・再就業支援について

ハローワーク、地方公共団体、関係団体が連携して、多様なニーズに即した再就職、再就業を支援する。



マザーズハローワーク(12所)

(平成18年4月1日現在)

名 称	所 在 地 ・ 最 寄 駅	TEL/FAX	事業開始日	開庁時間
マザーズハローワーク札幌	〒060-0004 札幌市中央区北四条西5丁目 三井生命札幌共同ビル5階 JR札幌駅、地下鉄札幌駅から徒歩7分	TEL 011-233-0301 FAX 011-233-0302	18.4.3(月)	平日: 8:30~17:00 土曜: 10:00~17:00
マザーズハローワーク青葉	〒980-0021 仙台市青葉区中央2-11-1 オルタス仙台ビル4階 JR東北線仙台駅、地下鉄仙台駅、 JR仙石線あおば通駅から徒歩7分	TEL 022-266-8604 FAX 022-268-4746	18.4.10(月)	平日: 10:00~18:30 土曜: 10:00~16:00
マザーズハローワークちば	〒260-0028 千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル1階 JR、京成千葉駅から徒歩5分	TEL 043-238-8100 FAX 043-238-6792	18.4.3(月)	平日: 8:30~17:00 土曜: 10:00~17:00
マザーズハローワーク東京	〒150-0002 渋谷区渋谷1-13-7 千秋ビル3階 JR、地下鉄銀座線、地下鉄半蔵門線・東急田園 都市線、東急東横線、京王井の頭線渋谷駅から 徒歩2~5分	TEL 03-3409-8609 FAX 03-5468-0250	18.4.1(土)	平日: 10:00~19:00 土曜: 10:00~17:00
マザーズハローワーク横浜	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階 JR、東急東横線、京急線、相鉄線、市営地下鉄 線、みなとみらい線横浜駅より徒歩8分	TEL 045-410-0338 FAX 045-316-5420	18.4.3(月)	平日: 8:30~17:00 土曜: 10:00~17:00
あいちマザーズハローワーク	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル23階 JR、名鉄、近鉄、地下鉄名古屋駅より徒歩10分	TEL 052-581-0821 FAX 052-581-4634	18.4.3(月)	平日: 8:30~17:00 土曜: 10:00~17:00
マザーズハローワーク烏丸御池	〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル北西角 明治安田生命京都ビル1階 地下鉄烏丸線、東西線・烏丸御池駅より徒歩1 分	TEL 075-255-1161 FAX 075-255-1163	18.4.3(月) 仮オープン 18.6.1(木) 本格オープン	平日: 10:30~19:00 土曜: 10:00~17:00
大阪マザーズハローワーク	〒542-0076 大阪市中央区難波4-4-4 難波御堂筋センタービル7階 地下鉄御堂筋線・千日前線・四つ橋線なんば 駅、南海、近鉄難波駅より徒歩1~5分	TEL 06-6632-5503 FAX 06-6632-5543	18.4.1(土)	平日: 10:00~18:30 土曜: 10:00~18:30
マザーズハローワーク三宮	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル1階 JR、阪神、阪急、地下鉄・三宮駅より徒歩5分	TEL 078-231-8603 FAX 078-231-8610	18.4.3(月)	平日: 8:30~17:00 土曜: 10:00~17:00
マザーズハローワーク広島	〒730-8513 広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル4階 広島電鉄内電車白島線女学院前すぐ	TEL 082-221-8609 FAX 082-221-2235	18.4.10(月)	平日: 8:30~17:00 土曜: 10:00~17:00
マザーズハローワーク天神	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ12階 西鉄福岡、地下鉄1・2号線天神駅、 地下鉄3号線天神南駅より徒歩3分	TEL 092-725-8609 FAX 092-741-0810	18.4.1(土)	平日: 9:30~18:00 土曜: 10:00~17:00
マザーズハローワーク北九州	〒802-006 北九州市小倉北区魚町1-4-21 北九州清和ビル7階 JR小倉駅徒歩5分、モノレール平和通り駅より徒 歩3分	TEL 093-522-8609 FAX 093-522-8619	18.4.1(土)	平日: 8:30~17:00 土曜: 10:00~17:00

「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】

若者の自立
とたくましい
子どもの育ち

- 若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成)
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力)
- 学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施)

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立[フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す]
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で就学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

仕事と家庭
の両立支援
と働き方の見直し

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業)
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少)

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得[育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校就学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%]
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに]
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

生命の大切さ、
家庭の役割
等についての
理解

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進)
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる

子育ての
新たな支え合い
と連帯

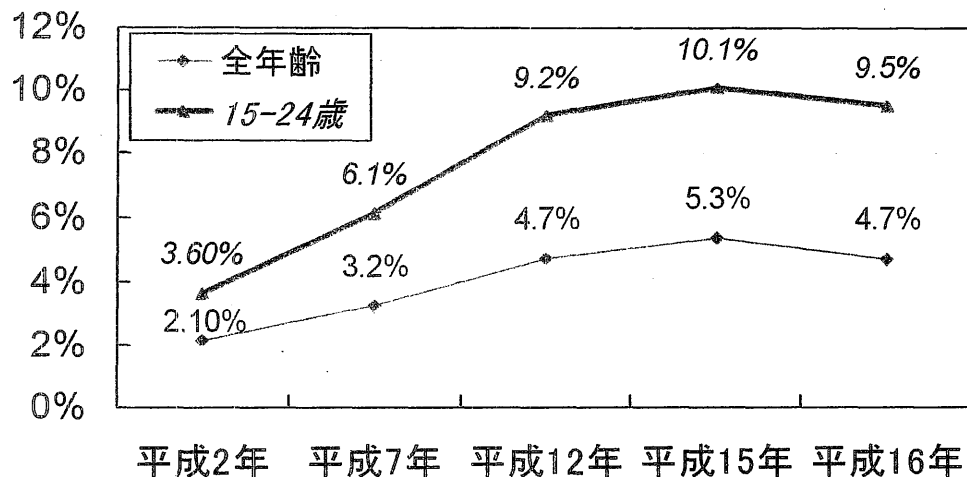
- 地域の子育て支援の拠点づくり(つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施)
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大)
- 児童虐待防止ネットワークの設置(全市町村)
- 小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区をすべてカバー)
- 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊産婦や乳幼児連れの人々が安心して外出できる[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

I 若者の自立とたくましい子どもの育ち

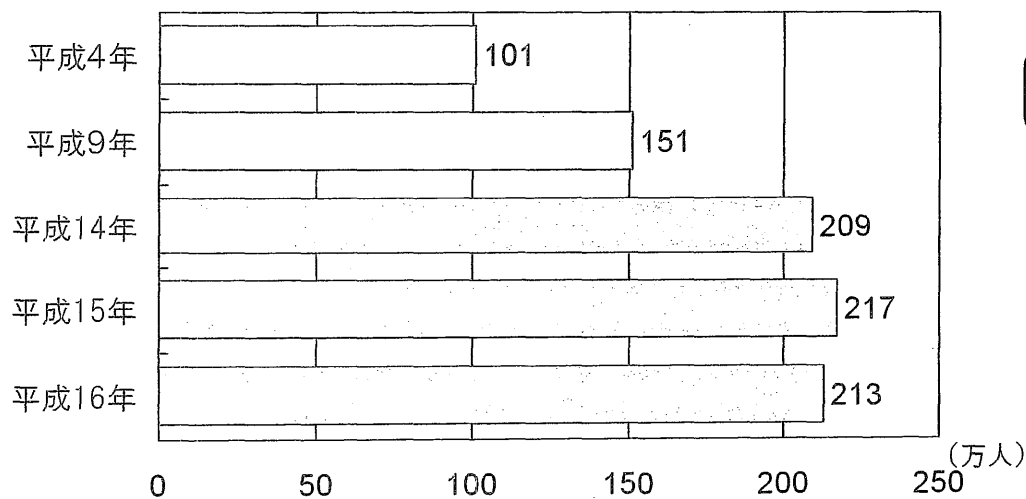
現状、問題点

○失業率の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」

○フリーター数の推移



具体的な施策内容・目標

- ジョブカフェにおける若年者向けの情報提供、カウンセリング、職業紹介等の一貫した提供
- 若年者試行雇用(トライアル雇用)の活用。〈目標：常用雇用移行率80%〉
- キャリア・コンサルタントの養成、活用 〈目標：約5万人(←15年度約2万人)〉

目指すべき社会の姿 (概ね10年後を展望)

- フリーター200万人、若年失業者・無業者数約100万人それぞれについて、低下状況を目指す。

II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

現状、問題点

○育児休業の取得率（平成16年）

女性	男性
70.6%	0.56%

○第1子出産前後の女性の就業状況の変化

出産1年前	無職 25.6	有職 73.5
-------	---------	---------



出産1年前に有職だった者の
出産6ヶ月後の状況

無職 67.4	有職 32.2
---------	---------

約7割が出産を機に離職

○週60時間以上就業する30代男性雇用者の割合

	30～34歳	35～39歳
1994年	18.9%	19.1%
2004年	22.7%	24.0%

具体的な施策内容・目標

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業割合を計画策定企業の20%以上
- 長時間にわたる時間外労働(週60時間以上就業)を行っている者の割合を1割以上減少



目指すべき社会の姿（概ね10年後を展望）

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得できる(育児休業取得率 女性80%、男性10%)
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる(育児期男性の育児等の時間を先進国並みに)

Ⅲ 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

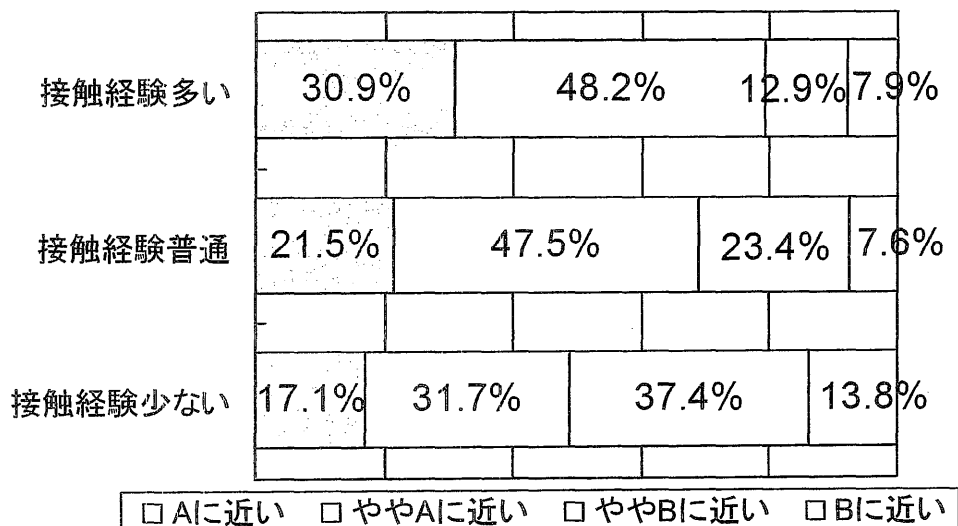
現状、問題点

○中高校生が小さい子どもと触れあう機会（平成15年調査）

触れあう機会がない	66.1%
-----------	-------

○子どもとの接触経験と子育てに対するイメージ（平成16年調査）

A：子育ては楽しい、B：子育ては辛い
0% 20% 40% 60% 80% 100%



小さい子どもとのふれあい経験が多い方が子育てに肯定的なイメージを持ちやすい

具体的な施策内容・目標

- すべての保育所、児童館、保健センターにおいて、中・高校生が乳幼児と触れあう機会を提供するための受入れを推進
- 生命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実



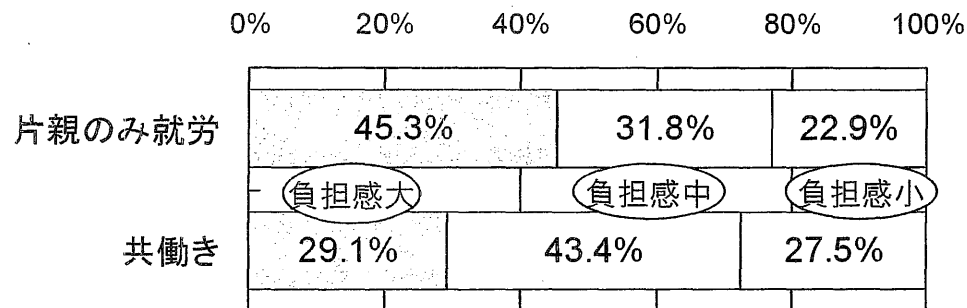
目指すべき社会の姿（概ね10年後を展望）

- 様々な場において、中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてるようになる
- 子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合が増える

IV 子育ての新たな支え合いと連帯

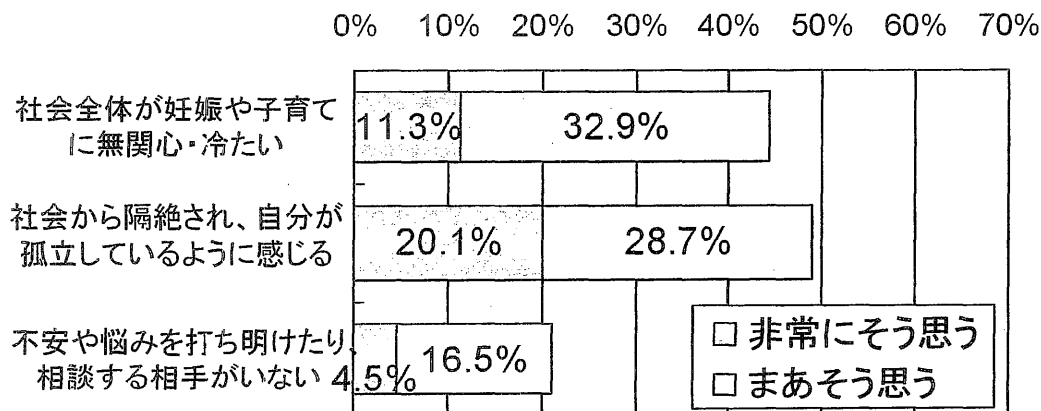
現状、問題点

○子育ての負担感（女性）（平成13年調査）



専業主婦の方が子育ての負担感を強く感じている

○妊娠中又は3歳未満の子どもの母親の意識（平成16年調査）



多くの母親が孤立感の中で子育てを行っている

○保育所待機児童（平成17年4月）

待機児童数	23,338人
待機児童50人以上市町村数	94市町村

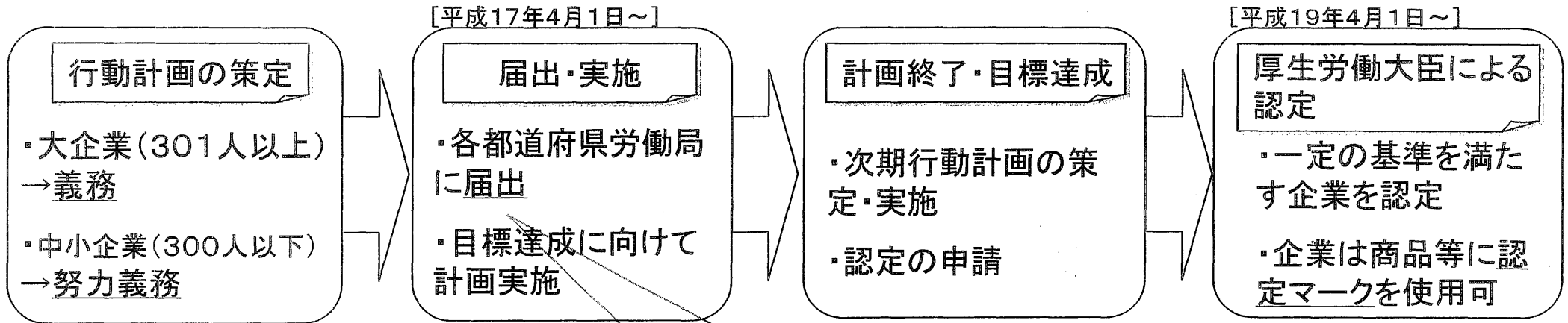
具体的な施策内容・目標

- 気軽に利用できる子育て支援の拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）の整備
〈目標：6,000か所（←16年度 2,876か所）〉
- 保育所受入れ児童数の拡大
〈目標：215万人（←平成16年4月198万人）〉

目指すべき社会の姿（概ね10年後を展望）

- 歩いていける場所で親子で集まって相談・交流ができる（子育て支援拠点がすべての中学校区に1か所以上ある）
- 孤独な子育てをなくす（誰にも相談できない人の割合が減る）
- 保育所待機児童が50人以上いる市町村をなくす

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について



行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
 - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
 - 男性:年に〇人以上取得
 - 女性:取得率〇%以上
 - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
 - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
 - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
 - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
 - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
 - 目標〇 …
 - 対策 …

平成18年3月末時点の届出状況

301人以上企業の **99.1%**

※ 30道府県で100%を達成

300人以下企業 1,657社



次世代認定マーク

認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など

担当	雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 課長 麻田 千穂子
	育児・介護休業推進室長 河村 由子 課長補佐 西村 小夜子
	電話 03-5253-1111 (内線7863) 夜間直通 03-3595-3275

「一般事業主行動計画策定届」の届出状況 (平成18年3月末現在)について

- ・届出率は99.1%
- ・30道府県で届出率が100%

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定届」の届出の受理が始まって、ちょうど1年が経過したが、平成18年3月末現在の届出状況は次のとおりである。

1. 全国の届出状況

(1) 301人以上企業

届出率 99.1%

届出企業数 12,726社

(301人以上企業数 12,842社)

(2) 300人以下企業

届出企業数 1,657社

(3) 規模計届出企業数 14,383社

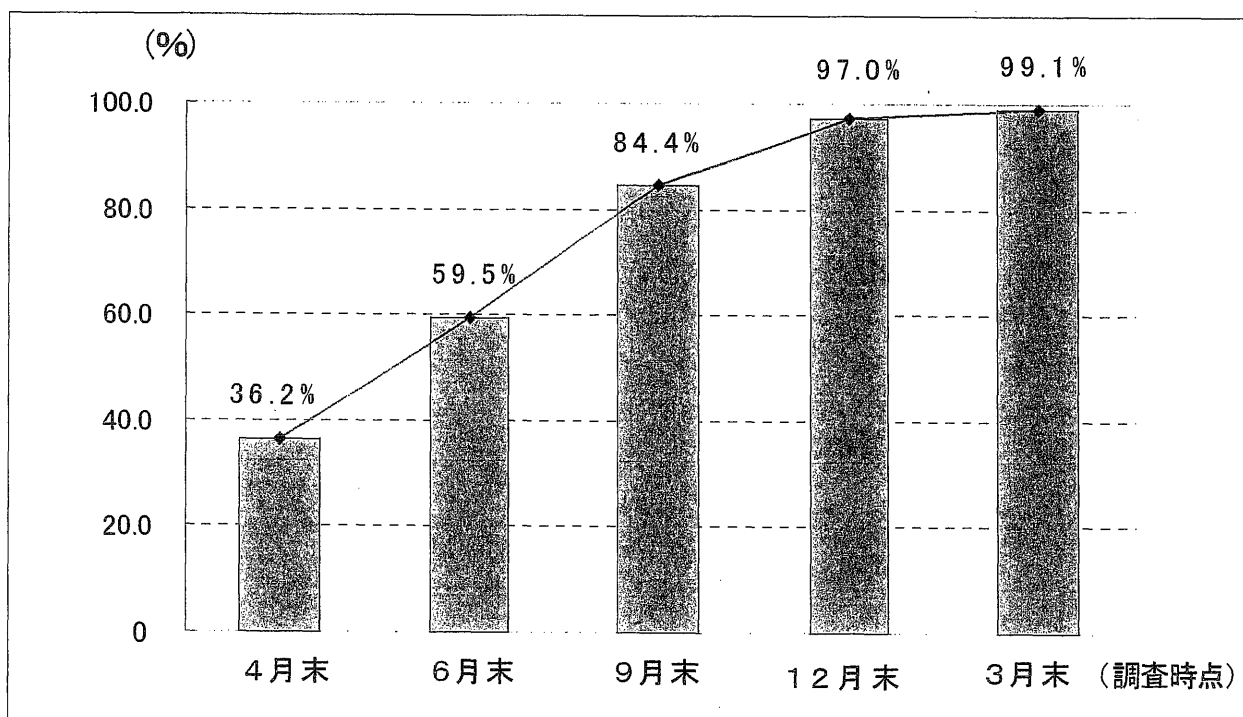
2. 都道府県別の届出状況（301人以上企業）

(1) 30道府県が100%

（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、三重、滋賀、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、山口、徳島、高知、佐賀、長崎、大分、鹿児島、沖縄）

(2) 17都府県も96%～99%

3. 301人以上企業における届出率の推移（全国）



4. 届出企業のうち、認定申請予定ありとしている企業数

(1) 301人以上企業 2,530社（届出企業の19.9%）

(2) 300人以下企業 459社（届出企業の27.7%）

※届出企業全体の約21%が認定申請予定あり

都道府県別の一般事業主行動計画策定届の提出状況(平成18年3月末現在)

	管内の常時雇用労働者 301人以上の企業数 (A)	一般事業主行動計画策定 届提出企業数	内、常時雇用労働者 301人以上の企業数 (B)	届出率
				((B)/(A)×100)%
1:北海道	354	391	354	100.0%
2:青森県	91	106	91	100.0%
3:岩手県	89	110	89	100.0%
4:宮城県	174	196	174	100.0%
5:秋田県	77	126	77	100.0%
6:山形県	89	107	88	98.9%
7:福島県	134	157	134	100.0%
8:茨城県	189	229	189	100.0%
9:栃木県	119	141	119	100.0%
10:群馬県	129	144	129	100.0%
11:埼玉県	323	374	317	98.1%
12:千葉県	285	318	285	100.0%
13:東京都	4,006	4,188	3,945	98.5%
14:神奈川県	640	697	635	99.2%
15:新潟県	201	242	201	100.0%
16:富山県	99	142	99	100.0%
17:石川県	124	173	124	100.0%
18:福井県	59	106	59	100.0%
19:山梨県	49	58	49	100.0%
20:長野県	187	200	181	96.8%
21:岐阜県	149	187	149	100.0%
22:静岡県	305	337	294	96.4%
23:愛知県	811	855	805	99.3%
24:三重県	113	130	113	100.0%
25:滋賀県	62	82	62	100.0%
26:京都府	239	263	237	99.2%
27:大阪府	1,276	1,399	1,276	100.0%
28:兵庫県	427	507	427	100.0%
29:奈良県	57	69	55	96.5%
30:和歌山県	36	52	36	100.0%
31:鳥取県	39	51	39	100.0%
32:島根県	42	50	41	97.6%
33:岡山県	165	196	163	98.8%
34:広島県	295	343	293	99.3%
35:山口県	96	120	96	100.0%
36:徳島県	33	55	33	100.0%
37:香川県	93	113	91	97.8%
38:愛媛県	127	138	124	97.6%
39:高知県	44	54	44	100.0%
40:福岡県	423	461	421	99.5%
41:佐賀県	52	63	52	100.0%
42:長崎県	78	98	78	100.0%
43:熊本県	125	141	123	98.4%
44:大分県	65	88	65	100.0%
45:宮崎県	67	85	65	97.0%
46:鹿児島県	123	144	123	100.0%
47:沖縄県	82	97	82	100.0%
合計	12,842	14,383	12,726	99.1%

(参考)

- 「次世代育成支援対策推進法」では、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育てとの両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出なければならないこととなっている。（300人以下の労働者を雇用する事業主については努力義務）

次世代育成支援対策推進法（抄）

（一般事業主行動計画の策定等）

第12条

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

中小企業子育て支援助成金の創設

平成18年度予算 1,235百万円

子育て支援を行う中小企業に対する支援の充実のため、育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主（従業員100人以下）に対する新たな助成金制度を創設する。

1 実施期間

平成18年度から22年度までの5年間

2 支給要件

中小企業事業主（従業員100人以下）が次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を作成・届出し、以下の①又は②のいずれかの措置を講じるもの。

① 育児休業の付与

子の出生後6か月以上休業を取得し、職場復帰後6か月以上継続して雇用されていること。

② 短時間勤務制度の適用（3歳未満）

3歳未満の子を持つ労働者が6か月以上短時間勤務制度を利用したこと。

3 助成金の額

2の①又は②のいずれかの対象者が初めて出た場合に、2人目まで次の額を支給する。

1人目	育児休業	100万円（定額）
	短時間勤務	60万円、80万円又は100万円 （利用期間に応じて）
2人目	育児休業	60万円（定額）
	短時間勤務	20万円、40万円又は60万円 （利用期間に応じて）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案の概要

労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性差別禁止の範囲の拡大、女性労働者の妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等の措置を講ずるとともに、女性の坑内労働に係る規制を緩和する。

1 概要((1)～(4)は男女雇用機会均等法関係、(5)は労働基準法関係)

(1) 性差別禁止の範囲の拡大

- 男女双方に対する差別の禁止
- 差別的取扱いを禁止する雇用ステージの明確化・追加
配置における権限の付与・業務の配分、降格、雇用形態・職種の変更、退職勧奨、雇止めについて規定
- 間接差別の禁止
省令で列挙する以下の要件について、業務遂行上の必要など合理性がある場合を除き、間接差別として禁止する
 - ・ 募集・採用における身長・体重・体力要件
 - ・ コース別雇用管理制度における総合職の募集・採用における全国転勤要件
 - ・ 昇進における転勤経験要件

(2) 妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止

- 妊娠・出産・産休取得その他省令で定める理由(母性保護措置等)による解雇その他不利益取扱いの禁止
(現行は、妊娠・出産・産休取得を理由とする解雇の禁止)
- 妊娠中・産後1年以内の解雇の無効
事業主が妊娠等を理由とする解雇でないことを証明しない限り、無効とする

(3) セクシュアルハラスメント対策

- 男性に対するセクシュアルハラスメントも対象
- セクシュアルハラスメント対策として雇用管理上の措置を義務化

(4) 男女雇用機会均等の実効性の確保

- 調停及び企業名公表制度の対象範囲の拡大
セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置(妊娠中の時差通勤等)について、調停及び企業名公表の対象に追加

(5) 女性の坑内労働の規制緩和

- 女性の坑内労働禁止について、妊産婦及び作業員を除き解禁

2 施行期日 平成19年4月1日

パートタイム労働対策について

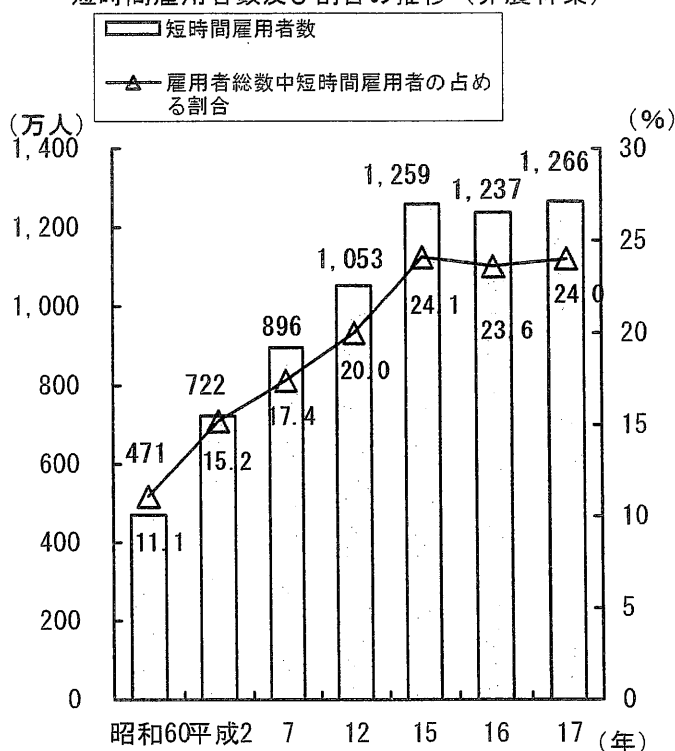
1. パートタイム労働者の現状

- パートタイム労働者は全雇用者の約 4 分の 1 までに達し、基幹的役割を担う者も増加する一方、賃金などの処遇面での正社員との格差が存在。



- 一方、人口減少社会を迎える中で必要な労働力を確保するとともに、仕事と生活のバランスがとれた働き方を推進して子育てしやすい環境を整備していく観点から、パートタイム労働者の処遇における非合理的な格差を解消していくことは社会的な重要課題。

短時間雇用者数及び割合の推移（非農林業）



資料出所：総務省「労働力調査」

(* 短時間雇用者 = 週間就業時間35時間未満の者)

2. パートタイム労働対策の体系

①パートタイム労働指針の改正

パートタイム労働法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の改正を行い、通常の労働者との均衡を考慮した処遇の考え方を具体的に示した。

(平成 15 年 8 月公布、10 月適用)

②都道府県労働局雇用均等室による取組み

- ・ パートタイム労働法・指針定着のための事業主等に対する説明会の開催
- ・ パートタイム労働者の雇用管理を行う短時間雇用管理者の選任勧奨

③短時間労働援助センター<(財)21世紀職業財団>による援助事業

- ・ 短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給 (平成 18 年度予算において均衡処遇に向けた事業主の取組への支援を強化すべく見直しを実施)
- ・ 雇用管理アドバイザーによる先進事例等の情報提供・相談援助
- ・ 「均衡処遇推進事業」 (意欲のある事業主に対する均衡処遇実務 コンサルタントの派遣、その成果の共有のための 使用者会議の開催)
- ・ 均衡処遇に向けた取組ができていのかどうか事業主自らがチェックしアドバイスを得られる インターネット上の診断システムの提供 (平成 18 年度から)

パートタイム労働者の均衡処遇の推進と事業主への支援の強化について
 (短時間労働者雇用管理改善等助成金の抜本的見直し)

パートタイム労働者の均衡処遇に向けた事業主の取組を促すとともに、正社員への転換制度や短時間正社員制度の導入、さらには、パートタイム労働者の能力開発を支援するため、平成18年度予算において、短時間労働者雇用管理改善等助成金の助成内容を抜本的に見直した。

(助成内容)

内 容	助成額
1. パートタイム労働者の仕事や能力に応じた処遇について、正社員と共通の評価・資格制度等を設けた上で、実際に格付けされたパートタイム労働者が1名以上出た場合	50万円
2. パートタイム労働者の仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイム労働者が1名以上出た場合	30万円
3. パートタイム労働者から正社員への転換制度を設けた上で、実際に転換者が1名以上出た場合	30万円
4. 短時間正社員制度を設けた上で、実際に短時間正社員が1名以上出た場合	30万円
5. 正社員との均衡を考慮した教育訓練をパートタイム労働者に延べ30名以上実施した場合	30万円
6. 1から5のいずれかのメニューで助成金を受給した事業主がパートタイム労働者の健康診断(雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診)または通勤に関する便宜供与の制度を設けた上で、その利用者が1名以上出た場合	30万円

○ 支給機関 財団法人21世紀職業財団